

## 豊中市障害者機能回復訓練事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心身の障害によって生活機能の低下あるいはその恐れがある者に対し、社会的機能訓練を行うとともに、介護者を含めその生活の場において継続して行える訓練方法の指導及び助言を行うことにより、生活機能の維持・向上を目指し、生活の質を高めることを目的とする、豊中市障害者機能回復訓練事業（以下、「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象となる者は、市内に在住する概ね18歳以上65歳未満の障害に関する手帳を所持する市民で、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 医師により社会的機能訓練が必要と判断された者
- (2) 介護認定の対象ではない者
- (3) 上記以外で、生活機能の維持・向上が必要な者

### (実施施設及び協力施設)

第3条 事業を実施する施設は、豊中市立障害福祉センターひまわり（以下「実施施設」という。）とする。また、事業の実施にあたり、豊中市立児童発達支援センターを協力施設とする。

### (事業内容)

第4条 事業は、実施施設及び協力施設、又は事業を担当する職員の訪問により実施する。なお、事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 個別、集団訓練及び助言
- (2) 対象者及び介護者に対する助言

### (費用)

第5条 事業の利用料は無料とする。但し、事業の利用により発生する食糧費等実費は事業利用者の負担とする。

### (利用の申込み)

第6条 事業を利用しようとする者は（以下、「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市障害者機能回復訓練事業利用申請書（様式第1号、もしくは様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第7条 市長は、前条の様式第1号により申込みがあったときは、その内容を審査し、医師の意見を参考にしながら事業の利用の可否を決定する。その場合において、豊中市障害者機能回復訓練事業利用決定・不決定通知書(様式第3号)により申込者に通知しなければならない。

2 前条様式第2号により申込みがあったときは、速やかに相談等を開始するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。